

**富山地方最低賃金審議会**  
**令和6年度第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会 議事録**

1. 日 時

令和6年10月2日（水） 10：00～12：25

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	両角委員、長尾委員
労働者代表委員	黒川委員、五十嵐委員、林 委員
使用者代表委員	寺山委員、畑 委員、筒井委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程（案）について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程（案）について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 金額審議における留意点について
- (8) 参考人の意見表明について
- (9) 労使各側の基本的主張について
- (10) 金額等審議
- (11) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の佐竹です。よろしくお願ひします。

本日は、公益代表委員の高倉委員が御欠席ですが、全委員の3分の2以上、または、公労使委員の各3分の1以上の出席という定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本専門部会の名称ですが、一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会など適宜略称を使用させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

では、今年度初回の会議でございますので、開会に当たりまして富山労働局労働基準部長の倉重から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてについて、8月21日に開催されました第4回富山地方最低賃金審議会において改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、これを受け同日付けで富山労働局長から金額改正に係る諮問をさせていただいたところでございます。

本専門部会におきましては、いわゆる一般機械・自動車部品製造業の最低賃金について調査審議を行っていただくこととなります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格が強くなっていますので、委員の皆様におかれましては、慎重かつ十分な御審議を賜りますことをお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

[佐竹賃金室長補佐] 議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

両角委員です。富山大学 経済学部 教授 でいらっしゃいます。

長尾委員です。富山国際大学 名誉教授 でいらっしゃいます。

本日、御欠席ですが、高倉委員は、高岡法科大学 法学部長 教授 でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

黒川委員です。JAM北陸 副書記長 でいらっしゃいます。

五十嵐委員です。不二越労働組合 中央執行副委員長 でいらっしゃいます。

林委員です。田中精密労働組合 中央執行委員長 でいらっしゃいます。

続いて、使用者側代表委員を御紹介します。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事 でいらっしゃいます。

畑委員です。株式会社不二越 富山人事部長 でいらっしゃいます。

筒井委員です。コマツNTC株式会社 執行役員 総務部長 でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益代表委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話し合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思います。

あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただき

たいと存じます。

[黒川委員] 私の方から発表させていただきます。

部会長を両角委員に、部会長代理を長尾委員にお願いしたいと思います。

[佐竹賃金室長補佐] 部会長に両角委員、部会長代理に長尾委員とのございますが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[佐竹賃金室長補佐] 御異議がないようですので、部会長は両角委員、部会長代理は長尾委員と決定されました。札をセットいたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局は、部会長及び同代理札をセットする。)

[佐竹賃金室長補佐] それでは、今後の議事進行を両角部会長にお願いします。

[両角部会長] ただ今、部会長に選出されました両角でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

去る8月21日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会あてに3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

では、議事2の専門部会運営規程についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程(案)をお配りしておりますので、御覧ください。内容につきましては、昨年と変更はございませんが、要点のみ御説明いたします。

第3条では、部会欠席の場合は部会長へ報告とありますが、実務上は事務局へ連絡いただきますようお願いいたします。

また、テレビ会議による開催についても触れていますが、止むを得ない事情がある場合を想定した規定ですので、原則として御出席のうえ、御審議をいただきたいと考えています。

第5条、第6条では、部会会議の公開・非公開について部会長の判断基準を定めております。みなさま、御一読いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、部会長、進行のほどお願いいたします。

[両角部会長] 今ほどの運営規程(案)について、御意見や御質問はありますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただいま採決された運営規程に基づき、当専門部会の会議及び議事録の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思えます。

一方、公労、公使といった二者での個別の審議に関しましては、運営規程第5条、第6条に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思えます。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、令和6年度一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議及びその議事録は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の特定最低賃金審議運営事項についてですが、これにつきましては、去る8月21日開催の第4回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この特定最低賃金審議運営事項について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、お手元の資料No.4を御覧ください。要点のみ御説明させていただきます。

本部会審議につきましては、1(2)のとおり本日を含め、3回を目安に結審することを目指し、(4)のとおり17時にはその日の審議を終了いたします。規定してございませんが、午前開催の場合は12時を区切りとしていただければと存じます。

また、3(2)に記載のとおり、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とするとされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

最後に4のとおり特定最低賃金には精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこととしております。

以上です。

[両角部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました運営規程及び今ほど説明のあった審

議運営事項に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事4の専門部会の審議日程についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 令和6年度の一般機械・自動車部品製造業専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

まず本日の第1回専門部会ですが、この後、事務局から労働経済等関係指標、最低賃金に関する基礎調査結果、金額審議における留意点について御説明させていただきます。

その後も議事に沿って、参考人の意見表明について、労使各側の基本的主張、金額等審議まで進めていただければ考えています。

第2回専門部会は10月24日(木)午前10時00分から、第3回専門部会は10月29日(火)午後2時00分から、いずれも富山労働総合庁舎5階大会議室で開催させていただきたいと考えております。

第3回専門部会でも結審しない場合は予備日を設けることもありますが、今のところ予備日を設けないことにしまして、今後、必要となりましたら、改めて調整させていただきます。

なお、審議日程(案)の下、欄外に記載していますとおり、第2回専門部会までで結審した場合は、その後に予定している専門部会は開催致しません。

また、先ほど審議運営事項について御説明しましたとおり、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、結審した回の専門部会において答申まで行うこととなります。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[両角部会長] 今ほどの審議日程(案)について、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議事5の労働経済等関係指標、議事6の最低賃金に関する基礎調査結果及び議事7の金額審議における留意点について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] それでは議事5の労働経済等関係指標につきまして、資料No.6を御覧ください。

1枚めくりますと目次があります。この資料は、地域別最低賃金の審議の際にも利用しておりますので、その際に考慮いたしました、労働者の生計費、賃金、及び、通常の事業の賃金支払い能力の、いわゆる3要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標を取りまとめた資料となっています。

1枚めくりまして、資料の出所を掲載しております。

資料の体裁ですが、例外もありますが、1枚めくりました1ページのように、基本的に上段に年ごとの推移、下段に昨年の四半期ごとの推移と、今年の1月から6月の推移をグラフ化し、

全国の数値、富山県の数値を掲載しております。

特定最低賃金の審議では、先ほどの3要素に縛られることなく御審議いただくものと承知しておりますので、ページごとの説明は省略し、要点のみ説明させていただきます。

まず、生産についてです。2ページに、業種別の鉱工業生産指数の推移を棒グラフで示しています。

一般機械製造業では、上段の図1-3のとおり令和3年、4年と130に迫る指数を記録しましたが令和5年は大きく減少しました。また、下段の図1-4のとおり、今年に入り増減をくり返す状況にあります。

一方、輸送機械製造業では、上段の図1-3のとおり令和5年に大きく伸びたものの、下段の図1-4のとおり、今年に入り減少傾向が見られましたが、4月を底にして増加傾向にあります。自動車メーカーの品質不正による出荷停止と、再開が影響していると思われます。

次に、国内需要についてです。3ページから6ページまで、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。4ページを見ますと、新車新規登録台数は、下段の図2-4のとおり、今年1月以降、マイナスが続きましたが、先ほども申し上げたように品質不正による出荷停止が解除された影響からか、4月以降は上昇傾向にあり、7月には対前年比プラスに転じました。

続きまして、物価・生計費についてです。7ページを御覧ください。

このページには全国と富山県の消費者物価指数の推移を表した図を掲載しています。富山県では、令和3年まで全国と同じ水準でしたが、令和4年以降は今年に入っても全国平均より高い状況が続いています。

次に8ページを御覧ください。

このページには全国と富山県の勤労者世帯の消費支出額の推移を表した図を掲載しています。富山県の消費支出額は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあります。また、富山県の消費支出額は全国よりも高い状況にあります。

この先、貿易等まで飛ばしまして、12ページを御覧ください。

12ページの為替相場ですが、令和3年以降、円安傾向で推移してきましたが、7月は円高に転じました。

資料にはありませんが、この後も概ね円高傾向が続いています。

続きまして、13ページの雇用についてです。

13ページの常用雇用指数は景気回復の強さを示すとされていますが、富山県全体では令和3年以降100を超え、製造業においても令和5年4～6月期以降100を超えています。

14ページを御覧ください。このページには全国と富山県の総実労働時間の推移を表した図を掲載しています。コロナ禍にあった令和2年を境に総実労働時間はやや持ち直し傾向にありますが、コロナ禍前の水準には至っていません。

次の15ページを御覧いただくと、全国と富山県の所定外労働時間数の推移を表した図を掲載しています。こちらも先ほどの総実労働時間と同様の傾向にあり、コロナ禍にあった令和2年を底に増加傾向にあります。

少し飛んで17ページを御覧ください。

全国と富山県の有効求人倍率の推移を表した図を掲載しています。

富山県の有効求人倍率は、全国平均より高い状況が続いていますが、令和元年以前の倍率に

は至っていません。

次にまた少し飛んで 20 ページの賃金についてです。

20 ページの下段の図 6 - 4 高卒初任給の推移を御覧いただきたいと思います。初任給は、男女計で見ると、令和 3 年を除き、増加傾向にあります。

最後に、21 ページを御覧ください。企業倒産件数の推移です。富山県では令和 3 年に減少に転じましたが、その後、令和 5 年にかけて増加がみられます。

簡単ですが経済関係指標についての説明は以上です。

次に議事 6 の最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料 No. 7 を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

1 枚めくると集計区分表をお付けしていますが、ピンクに塗っている、真ん中の列、明細番号 10 に掲げる本特定最低賃金に係る業種については規模 100 人未満の事業所を対象に、今年 6 月分の賃金の実態を調査いたしました。

1 枚めくると対象事業所数などを記載していますが、同じくピンクに塗っている一般機械、自動車・同附属品製造業では、ここに記載していませんが合計 62 事業所に調査票を送付し、回答事業場欄のとおり 41 事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

3 ページを御覧ください。ここでは令和 2 年から令和 5 年までの地域別最低賃金を棒グラフ、令和 2 年から令和 6 年までの特性値の推移を折れ線グラフで示しております。

特性値は、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数及び平均を記載しております。第 1・20 分位数とはデータを低い方から順に並べ 20 等分した際の最初の境界にある値、同様に第 1・10 分位数は 10 等分、第 1・4 分位数は 4 等分した際の最初の境界にある値となります。

今年度の特性値は、第 1・20 分位数が 1,050 円、第 1・10 分位数が 1,135 円、第 1・4 分位数が 1,321 円、平均が 1,651 円となっております。

資料に記載はありませんが全業種を集計した特性値は、第 1・20 分位数が 950 円、第 1・10 分位数が 955 円、第 1・4 分位数が 1,000 円、平均が 1,417 円となっております。

なお、こちらは製造業 100 人未満、その他の業種は原則 30 人未満の事業所を対象に調査した結果となっております。

基礎調査結果については以上です。

最後に金額審議における留意点について説明します。

特定最低賃金の改正額を御審議いただくにあたり、その下限額と上限額について説明いたします。

下限額につきましては、最低賃金法第 16 条に特定最低賃金は、地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないと規定していることから、10 月以降に適用される富山県最低賃金 998 円を上回る、999 円が下限額となります。

次に上限額につきましては、本件のような労働協約ケースの場合、関係労使が合意した協約額を超えて最低賃金を決定することは、その協約を無効にすることとなり、労使のイニシアテ

ィブで決定する特定最低賃金という制度の性格から認めがたいとされています。

このため、複数の金額の異なる協定によって申出がなされたときは、その中の最も低い額が上限となります。

この点、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正申出に当たって提出された協定書の内容を確認いたしますと、委員限りとしてお配りしています最低賃金に関する労使協定一覧を御覧ください。

最も低い協定額は1,056円となっております。

つきましては、今年度は、時間額999円から1,056円の範囲で、御審議をお願いしたいと存じます。

議事5から7について事務局からの説明は以上です。

[両角部会長] 今ほどの労働経済等関係指標、基礎調査結果及び金額審議における留意点について、御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 質問等がないようですので、次に進みます。

議事8の参考人の意見表明についてですが、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 富山労働局では、8月21日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付で、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。意見提出期限の9月10日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。以上です。

[両角部会長] 意見書の提出はなかったとのことですので、審議を進めます。

次に議事9の労使の基本的主張に入ります。

労使各側から、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[黒川委員] 私の方から主張させていただきたいと思います。まずもって、本日一般機械・自動車部品専門部会を開催させていただくことに感謝を申し上げたいと思います。8月5日の必要性の審議ではいろいろと御議論される中、双方の主張が平行線を辿った状況でしたが、改めて一般機械・自動車部品特定最賃の議論をすることが非常に重要だと主張させていただければと思っています。昨今の情勢ですが物価が上昇し、さらにはこれまでにない金額での賃金引上げとなっています。双方を包括するような指標の実質賃金は、この6、7月の数字が27か月ぶりにプラスに転じたので、賃金の引上げが物価の上昇に追いついてきたと考えられるのかなと思っています。さりとて、この指標は春闘期における大手主要企業の賃上げ率が高かったからと認識しております。春闘の引上げ額は連合の数字、さらには経営者協会の数字が、皆さんの方に情報が伝わっていると思っていますのであえて触れませんが、その中でも大きな課題があったと認識しています。一定程度収益を確保されている中堅大手は、安定した賃上げがな



されたと認識しておりますが、一方で中小企業の賃上げは十分でなかったと思っています。労働組合が無い中小零細企業は、引上げ水準の検討が難しい状況かと思えます。ですので、この最低賃金の引上げが、そういった企業の指針として重要なデータとなるので、大手との格差をこれ以上広げないためにも本日からの審議で決定する最低賃金額は重要かなと思っています。とある企業の経営者の方から、厳しい経営環境の中ではあるが、人を確保するために募集賃金額を上げなくてはいけないとお聞きしました。さりとて、もう2年3年その求人に全く応募が無いとのことで、中小企業においては人材確保というのが非常に困難な状況で、この特定最低賃金を引き上げることによって、全てが解決するわけではないですが、そういったメッセージをお伝えしていきたいと思えます。さらには昨今の中小企業ではその賃金を引き上げるために、価格転嫁の取組も積極的に行われています。中小企業庁が発表したデータでは、6割を超える企業が価格転嫁の取組で一定程度成果が出ているといった報告もあります。昨年11月には内閣官房、公正取引委員会から労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針が提出されました。中小企業はなかなか親会社、取引先に対して交渉がしづらい環境ではあるが、事業継続するために賃上げしないといけない、価格転嫁していかないといけないと、そういった状況下で交渉に当たっては労務費もしっかり交渉してくださいといった指針です。この指針には、最低賃金の引上げ率を価格交渉の資料として用いることも記載されていきます。そういった状況を考えれば、特定最低賃金の引上げは非常に重要だと思っています。さらには、昨今地域別最低賃金が大きく引き上げられているので、現段階とすればこの業種も飲み込まれていると認識していますが、一般機械・自動車部品で働く従業員にとって、特定最低賃金が少しでも企業が人材確保するために優位性を持たせた、地域別最低賃金よりも高い金額で設定されることは非常に重要だと思っています。そうすることで中堅、大手と裾野の広い一般機械・自動車部品業界なので、中小零細企業に対するメッセージにもなりますし、今回の決定額がそういったところの賃金引上げにも繋がるということが非常に重要だと思えますので、価格転嫁の取組も改めてそれぞれの企業間の中で推進されるように、労働者としても取組・協力していきたいと思えますし、それぞれの企業がしっかり人材を確保し、さらには人材が定着し、長く意欲を持って働ける労働環境のためにも特定最低賃金の引上げは非常に重要だと思っています。具体的な金額については、この後、また議論させていただきたいと思えます。以上でございます。

[両角部会長] ありがとうございます。続きまして、使用者側からお願いします。

[寺山委員] それでは、私の方から説明させていただきます。まずもって、今ほど労側委員の皆さんからの主張ありがとうございました。今回、富山県の特定最低賃金の審議を行うにあたり、先般8月に特別小委員会が開催されました。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の際には、使用者側として地域別最低賃金が過去最大の引上げ幅50円となり、県内の特賃3産業とも埋没という過去に例のない状況を踏まえ、富山県としての特賃は改正の必要性が乏しい、役割が薄くなってきているのではないかとの見解を述べさせていただきました。これは富山県に限らず全国的なものでもございます。その際、使用者側としての選択としては、改正必要なしとの強硬な判断も出来たかもしれませんが、これまでの良好で安定的な労使関係、そして未来を協創する労使関係から、今一度、本年度の特賃審議を継続しましょうということにさせていただきました。その際には、例年のような金額のみに特化した審議ではなく、世の中が大き

く変化した今、この富山県における特賃の必要性、存在意義を含めて、高所大所での審議をお願いしたいと思います。今日は労側の委員の皆様にもこの点を御了承をいただいて、この審議にお越しいただいていると理解しております。そうは言っても、ここは是々非々を問う場ではなく、金額を改正する場ですので、県内の製造業、特に関係企業を取り巻く経営環境・経営実態を十分に踏まえ、実態の本音の部分で審議をさせていただきたいと思います。先ほど黒川委員の御意見もごもつともだと思います。いろんな課題がありますが、労使一体となって進めていかなければならないと理解しております。それでは、北陸そして富山の景気動向について各公表値に基づき御説明いたします。最初に景気の代表的な指標である9月12日に公表されました財務省北陸財務局の北陸3県の景況判断、第2四半期7～9月の全産業と製造業を時系列で見ると、全産業では前回6月調査+0.8の景況感の数値に対し、9月調査では▲5.9、製造業では6月調査▲2.8に対し、3か月経過した9月調査では▲13.2と何れも下降傾向であります。同じく9月30日公表の北陸経済調査の生産用機械のコメントでは、生産用機械は半導体製造装置が持ち直しているものの、繊維機械の拡大の動きに一服感がみられるほか、金属加工機械が弱含んでいることなどから、全体では一進一退の状況であるといった状況です。さらには、北陸3県全体ではなく、この富山県ではどうかと見てみますと、昨日10月1日公表されました日本銀行金沢支店公表の富山県業況判断9月調査DIの全産業と製造業を時系列で見ると、全産業では3か月前の6月調査DIが+10に対し、9月調査では+2と変化幅が▲8と下降しております。製造業では同じく6月調査DIが▲4に対し、9月調査では▲9と変化幅が▲5となっております。また、倒産件数の他、様々なデータは先ほど事務局からも示されたとおりであります。今回の審議においては特にセーフティーネットである地賃の上昇率が決して低い訳ではないということ、具体的には2004年から2023年までの約20年間で、最低賃金は47.2%、約1.5倍ぐらい上昇しております。一方、正社員等の給与所得、所定内給与の上がり具合はこの20年間で11.7%、約1.1倍の上がり方で、絶対額で言えばもちろん違うのですがそういった状況です。その最低賃金が1.5倍近くなったものが今年にはさらに50円の引上げで998円となり、2004年から55.0%の高い上昇率となりました。特に近年3、4年は急激に賃金カーブが上昇しております。この政策リスクも含め、特賃の役割を今一度見つめなおす良い機会と捉えて真摯にこの後、審議をさせていただければと思います。私からは以上ですが、この後、使用者側の企業第一線の声として話をさせていただきます。

[畑委員] 今ほど総括してお話いただきましたけれども、実態の景況感ですが、賃上げも実施してきた中で、非常に固定費が上がっており、売上高はそれほど変わっていない中、収益の確保が難しい環境にあるのは実感としてございます。それで、大手各社は構造改革に踏み切りながら、何とかこの場を凌いでいるという環境かなと思います。一方で機械等のメーカーは、中小零細企業のサプライチェーンがあってこそ成り立っている業種ですが、その中小零細企業は、今、非常に苦しい状況で、大手が賃上げをしていく中で、自社も上げざるを得ないが事業として収益が取れない状況に立っておられて、大手の感覚で賃金ベースを上げていいものなのかと疑問があります。日本の約95%は、中小企業で成り立っていると私どもは理解をしていますが、仮に廃業に追い込まれていくような状態になりますと、今後、製造業は成り立っていかないと考えていますので、その辺の折り合いをつけながら持続可能なサプライチェーンを確保していくためにはどういった状態が望ましいのか。当然その持続可能であるということは収益

が確保できてこそですから、費用の多くを占める固定費となりますと、どうしても従業員の給与は大きなウェイトを占める部分になると思います。今、中小零細では賃上げが非常に厳しい環境であることは、この席で申し上げたいと思います。私からは以上です。

[筒井委員] 私の方からも説明させていただきます。統括的なところは、寺山委員から御説明させていただいたところと重なる部分もございますが、我々も特賃の役割としては、1つはセーフティーネット、もう1つは我々が所属している機械業界を引っ張っていく、その業界を盛り上げていく目的があると認識しております。多分、国の施策も含めて事業環境及び労働環境というのはかなり変化している中で、その役目も変化しているのかなと思っています。セーフティーネットに関しては、寺山委員から御説明がございましたが、地賃では国が全体的なセーフティーネットをしっかりとやるということで、今回も富山県におきましては50円という非常に高い水準で引上げされているので、セーフティーネットに関しては、地賃の方が役目を大きく担っているのかなと思っています。もう1つは、業界全体の中で富山県における人材流動に関して、国の施策と通ずるのですが、国の人材流動施策は特定の業種に限ったものではありません。リ・スキリングがこれだけ叫ばれている中で、やはり力を入れていく業界、当然、機械業界もその中の1つだと思っておりますが、力を入れていく業界に労働市場がしっかり流れていくという方針の中で、ある特定の業界だけを引っ張っていくことが、経済全体にとって本当に有益になるのかと疑問を持っております。最後に業界に関しては当社もですが、特定の業界だけで事業をやっていくのが非常に難しくなっていることがございます。当社に関しても、当然、工作機械というベースがございしますが、それに付随したエンジニアリングだとかサービスだったり多業種に支えられており、1つの機械業界の中で完結するのは難しい状況があります。特賃の役目としては、寺山委員がお話しされたところと重なる部分だと思っています。その中で、賃金水準レベルは全体に上げていくことは必要だと思いますし、黒川委員の方から言われたように物価が上がっていく中で、当然賃金も上がっていくもの、さらに賃金の水準を設けていく、考えていくことに関して異論はございませんが、これも畑委員からの説明がありましたが、中小零細も含めて、その中でどの水準が適切で、機械業界が全体として最大の利益を發揮できるのかという観点から、是非、水準レベルの方は議論させていただきたいと考えております。以上です。

[両角部会長] ありがとうございます。労使各側から御説明いただきました。こちらの御説明いただいた基本的な考え方について、それぞれ補足や質問などがございましたら御発言をお願いしたいと思います。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 今、基本的な主張ということでお話をいただきました。まず労働者側からは、実質賃金が今回直近で上がってきているので、少しずつ物価に賃金が追いつきつつあるという話が最初に出ておりましたが、業績の良い中堅大手企業の賃上げがあつて、中小企業に関してはまだ賃上げは不十分ではないかとお話がありました。大手企業との格差を広げたくないという御意見がありました。厳しい状況でなかなか人を確保することができない中でも賃上げをさ

れていますが、それでも人材確保できない大変な中でやってきているというお話でした。価格転嫁も少しずつ成果が出てきて、価格交渉については政府の指針も出てきているので、価格交渉をうまくしていただいて、この特賃の引上げにも繋げていただければいいのではないかとこのお話があったかと思います。最後の方でお話がありましたが、中小零細企業はこの分野に関して非常に裾野が広いということなので、何とか人材をうまく確保して定着させていく形に持っていくには、ここでの特賃の上昇分が非常に重要ではないかという御主張だったかと思います。

それから、使用者の方から御意見を出していただきました。最初に寺山委員の方から8月の特別小委員会の状況を御説明いただきました。私も出席していましたが、今回地賃が50円アップという大幅なアップがあったことに伴って、今までの特賃の金額は地賃のアップで埋没する形になってしまったと。そうなるとうと、だんだんこの特賃の必要性に関してどうなのかと、役割はだんだん薄くなってきているのではないかとといった御意見が、特別小委員会でありました。また、その場で改正なしの選択肢もありましたが、これまでの関係性もありますので、改正なしではなくて、今後の審議の中で必要性も含めて、考えていく場を今回設けましょうと言うことで特別小委員会は終了しました。今回、一般機械の特賃の審議の場では基本的には金額を議論する場ですが、特賃の専門部会の存在意義とは、富山の特賃の意味と、それから将来どうするのかという方向性についても考えて行きたいという御意見がありました。その後、具体的な経済指標についても、御紹介いただきました。北陸財務局の景況判断とか、あるいは日銀の直近10月1日の日銀のDIの状況とか、製造業に関して必ずしもいい数字ではないという御紹介だったかと思います。そういう中で、議論していかないといけないと数字を出していただいたかと思います。それから畑委員からも現場の状況に即してお話をいただいたかと思います。固定費が非常に上昇していると。ただ売上自体は、それに合わせて増えるのではなくて、それほど増えていないと。収益としては、なかなか厳しい状況であるという実情を御説明いただきました。この分野は中小零細企業のサプライチェーンが重要ですが、大手の賃上げの流れに合わせて、大手の感覚で中小企業に関しても同じような賃上げを考えていいのかという御意見がありました。中小零細企業は、より厳しい状況にあるので、ここで賃上げを大手並みにしていった場合に、場合によっては廃業とか、あるいは持続可能なサプライチェーンっていうのは大丈夫なのかという御説明があったかと思います。最後に筒井委員の方から先ほどの特賃の役割の部分について、追加で御説明をいただきました。地賃のセーフティネットとしての役割とは、今回非常に強く出て、結果的に特賃でそれほどセーフティネットの部分は、対応する必要がないほど、地賃の50円アップは大きいのではないかという話もありました。あと、業界を引っ張る意味で特賃というのは役割があるという点ですが、特定業界だけという考え方が、世の中の全産業にとって有益なのかという新しい視点の御説明をいただいたかと思います。機械産業に関しては、特定の業界だけではなくて、他の分野、産業に支えられていることもあって、特賃産業だけの特賃の役割というのは、少しずつ考えていかなければいけないのではないかとこのお話があったかと思います。慌ただしくまとめさせていただきましたが、基本的な御意見を伺いました。このほか追加意見はよろしいですか。

[五十嵐委員] 追加と言うか、使用者側の方で話されていた特賃の役割についてですが、地賃の水準が上がって、特賃におけるセーフティネットの役割はもう十分ではないかというこ

とでした。特賃と地賃では役割の考え方でいうと、一般機械の業界の人材確保のためには他の業界と同じ最賃ではなくて、特賃によりある程度高く設定することにより中小企業の人材確保の指針にもなっているの、地賃、特賃ともに役割はセーフティーネットという認識でいいですねと思われるとそれは違うかなと思いましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

[両角部会長] ありがとうございます。

続いて議事 10 の金額審議等に入っていきたいと思います。審議のやり方ですが、このまま全体の場で審議してよろしいでしょうか。それとも個別にお話をお伺いしますか。

[労使各側委員] 個別でお願いします。

[両角部会長] それでは、二者協議に入ります。

まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

#### (二者審議)

[両角部会長] 部会を再開いたします。

本日、労使各側から十分御意見を伺いましたが、本日の第 1 回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、今後の調整の余地っていうのはあろうかと思しますので、日を改めて、再度審議を行いたいと思います。いかがでしょうか。

[畑委員] 二者協議でのこちらの主張を、労働者側にお伝えいただけますでしょうか。

[両角部会長] 労働者側の御主張を使用者側の方にお伝えしました。使用者側からは、伺っている理由付けはもっともですが、ただ特賃はどこまで有効なのか、効果がどれだけあるのかという部分に関しては少し疑問であるという御意見もありました。

労働者側から 1,045 円という金額提示がありましたので、使用者側にもお伝えしました。ただ、今回御提示いただいている地賃に対してプラス 47 円という金額に対して、根拠の部分をもう少し具体的に示していただきたいと。どういう形でこの数字が出てくるのかに関して、前年度の踏襲という理由付けだけではなくて、もう少し具体的な理由付けを伺いたいというお話がありました。

使用者側からも現段階で考えている金額について伺いました。使用者側としては、現状の特賃の金額が 995 円、それに対してプラス 35 円でトータル 1,030 円という金額で伺っています。

この金額はベースアップの数字、それから消費者物価指数の上昇率が直近だと 3%なので、切りのいい値ということで 35 円を出していただいております。ただ、これから具体的な金額に対しては話を続けていきたいという話でした。

[寺山委員] 黒川委員、今回提示した額は駆け引きなしでストレートに出した金額ですが、本音は999円です。でもそれでは話にならないし、先ほど理由を聞かせていただいたことももっともだと思います。であれば、あまり労側の方にも失礼な金額提示も出来ない。では、時間かけて労側の方が声を上げられて、使用者側が歩み寄ってということではなくて、私は変化球を投げませんので、直球を投げさせていただいたつもりです。

[黒川委員] はい。

[畑委員] 先ほどの消費者物価の話がありましたが、消費者物価は3%で、先ほど引上げ額35円で提示すると3.52で、約4%上がることになりますから、労働者の生活を守る点では、合理的な数字なのではと考えています。

[黒川委員] 正直、そのような金額を1回目ですべて言っていて、私もびっくりしているところで、想定外の金額だったので、迷う余地はないのかなと思っていますが、決断のタイミングは次回まで延ばさせていただきますが、そこに近づけるように意見集約したいと思います。ありがとうございます。

[両角部会長] どうも、ありがとうございました。それでは、日を改めて再度審議することで、進めさせていただきます。

それでは、次回は10月24日(木)午前10時00分から開催し、改めて審議をしたいと思えます。全会一致で結論が得られますように、各側委員の御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは黒川委員、

使用者代表委員からは寺山委員

のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、黒川委員と寺山委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。